



介護保険料の賦課決定誤りについて

1 事案概要

平成 27 年 4 月の改正法により介護保険法第 200 条の 2 の規定が新設され、平成 27 年度以降に過年度更正があった場合には、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して「2 年を経過した日」以後においては賦課決定できないと規定されました。

当村と同じシステムを使用している市町村より賦課誤りがあったとの情報提供をいただき調査した結果、当村においてもこの「2 年」を「2 年度」と誤って事務処理をし、賦課決定ができない期間について保険料変更等の賦課決定を行っていたことが判明いたしました。

2 原因

過年度更正の賦課期限を誤って認識していたことから、賦課一括処理時にシステムから出力される対象者の一覧表にあるすべての人を賦課更正の対象と判断し、賦課更正を行っていたものです。

3 対象期間

平成 30 年度～令和 3 年度処理分（平成 28 年度～平成 31 年度保険料）

4 対象者数・対象金額

(1) 賦課誤りにより介護保険料を過大に徴収した人数及び金額	4 人	65,400 円
(2) 賦課誤りにより介護保険料を過大に還付した人数及び金額	0 人	0 円

5 今後の対応

今回の賦課誤りにより過大に徴収した方については、直接訪問し説明・謝罪を行い速やかに返還の手続きを行います。

6 再発防止策

今後、こうした事案が生じないよう次の対策を実施し、チェック体制を強化することにより、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

- (1) 介護保険法改正内容を担当内で正確に把握し、法解釈の情報共有を図ります。
 - (2) 法改正など業務内容に変更が生じる際は、システム委託業者との情報共有及び業務手順の確認を行います。
 - (3) 担当者が異動する際は、業務手順及びシステムのマニュアルを正確に引き継ぎます。
-

【本件に関するお問い合わせ】

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

弥彦村役場 総務部 税務課

電話：0256-94-3134 FAX:0256-94-5151

メールアドレス：zeimu@vill.yahiko.niigata.jp